

**ソフトバンク株式会社から提出された
900MHz帯における終了促進措置に関する
四半期報告の概要**

**平成29年度第3四半期
(平成29年10月～12月)**

総務省

本概要は、ソフトバンク株式会社から提出された 900MHz 帯における
終了促進措置に関する四半期報告(平成 29 年10～12月)を抜粋した
ものです。

1 終了促進措置を実施した無線局数

1-1 RFID（免許局・登録局）

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（平成24年度末までに4割の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局8,659局（平成26年度第4四半期から増減なし）のうち、協議開始済の無線局は8,659局（平成26年度第4四半期から増減なし）、協議開始前の無線局は0局（平成25年度第1四半期から増減なし）です。また、協議開始済の無線局（8,659局）のうち、終了促進措置が実施合意済の無線局は8,090局（前四半期から19局減）であり、そのうち終了促進措置が実施完了済の無線局は8,079局（前四半期から増減なし）です。協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止済となった無線局は569局（前四半期から19局増）です。本四半期までに終了促進措置が実施合意済または廃止済の無線局を合計すると8,659局（全体の100%）であり、そのうち実施完了済と廃止済の無線局の合計は8,648局（全体の約99%）となっています。

終了促進措置の実施合意をいただきましたが、免許人等による継続利用希望等の事情により、本四半期までに終了促進措置の実施が完了しなかった無線局があります。

引き続き、作業日程の調整や継続的な協議を行って、着実に工事等を進め、平成30年3月末までの終了促進措置の実施完了に努めて参ります。

なお、各都道府県における内訳は、次のとおりです。（無線局数については、無線局免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

（平成29年12月末現在）

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済				廃止済	
	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	実施合意済		実施完了済		無線局数	免許人等数
					無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数		
北海道			125局	28者	74局	23者	74局	23者	51局	5者
青森県			18局	3者	18局	3者	18局	3者		
岩手県			5局	4者	4局	3者	4局	3者	1局	1者
宮城県			69局	15者	57局	8者	57局	8者	12局	7者
秋田県			9局	4者	8局	3者	8局	3者	1局	1者
山形県			1局	1者	1局	1者	1局	1者		

福島県			5局	3者	5局	3者	5局	3者		
茨城県			70局	12者	44局	9者	44局	9者	26局	3者
栃木県			12局	5者	12局	4者	12局	4者		1者
群馬県			33局	10者	29局	7者	29局	7者	4局	3者
埼玉県			280局	23者	261局	15者	261局	15者	19局	8者
千葉県			149局	21者	145局	19者	145局	19者	4局	2者
東京都			4,265局	397者	4,009局	302者	3,998局	300者	256局	95者
神奈川県			272局	44者	256局	32者	256局	32者	16局	12者
山梨県			72局	6者	65局	4者	65局	4者	7局	2者
新潟県			45局	10者	39局	6者	39局	6者	6局	4者
長野県			53局	11者	53局	11者	53局	11者		
富山県			41局	9者	41局	8者	41局	8者		1者
石川県			97局	16者	73局	11者	73局	11者	24局	5者
福井県			881局	55者	810局	44者	810局	44者	71局	11者
岐阜県			45局	8者	45局	8者	45局	8者		
静岡県			25局	10者	23局	8者	23局	8者	2局	2者
愛知県			20局	9者	19局	8者	19局	8者	1局	1者
三重県			25局	4者	23局	3者	23局	3者	2局	1者
滋賀県			10局	5者	9局	3者	9局	3者	1局	2者
京都府			149局	26者	138局	23者	138局	23者	11局	3者
大阪府			1,275局	79者	1,241局	61者	1,241局	61者	34局	18者
兵庫県			145局	32者	136局	25者	136局	25者	9局	7者
奈良県			3局	3者	2局	2者	2局	2者	1局	1者
和歌山県			10局	2者	10局	2者	10局	2者		
鳥取県										
島根県				1者						1者
岡山県			31局	11者	27局	7者	27局	7者	4局	4者
広島県			57局	9者	57局	9者	57局	9者		
山口県			1局	2者					1局	2者
徳島県			2局	1者	2局	1者	2局	1者		
香川県			68局	5者	68局	5者	68局	5者		
愛媛県			8局	2者	8局	2者	8局	2者		
高知県										
福岡県			123局	21者	119局	18者	119局	18者	4局	3者
佐賀県			14局	2者	14局	2者	14局	2者		
長崎県			35局	5者	35局	5者	35局	5者		
熊本県			33局	5者	33局	5者	33局	5者		

大分県			38局	2者	38局	2者	38局	2者		
宮崎県			18局	4者	18局	4者	18局	4者		
鹿児島県			2局	2者	2局	2者	2局	2者		
沖縄県			20局	4者	19局	3者	19局	3者	1局	1者
全国			8,659局	931者	8,090局	724者	8,079局	722者	569局	207者

1-2 RFID（免許等不要局）

① 開設計画における記載概要

平成29年度末まで申し出に基づいて順次対応。
(平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了)

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、メーカーからの出荷台数の申告を基に、協議対象となる可能性があるとして推計される無線局は129,744局（前四半期から2局増）です。そのうち、実際に協議対象として認知し、無線局の所有者・占有者と協議開始済の無線局は124,347局（前四半期から50局増）、出荷実績はあるものの協議対象として認識できていない協議開始前の無線局は5,397局（前四半期から48局減）です。

なお、出荷台数を基に推計した上記の無線局総数（129,744局）には、実際には既に利用を終了し廃棄等された無線局数を含む可能性があります。ただし、免許等が不要な無線局であるために、正確な数値を把握する手段はなく、随時、利用していない無線局数が判明した場合等には、推計を見直しています。したがって、協議開始前の無線局（5,397局）の中には、実際には廃棄等されているものの、その確認ができていない数を含みます。

また、本四半期で工場のライン利用のモジュール2局の利用が確認されました。

なお、上記における「協議の開始」とは、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者から問い合わせまたは協議の申し入れがあり、弊社において具体的な協議対象として認識して対応を開始したことを指しています。RFID（免許等不要局）は、免許・登録が不要であり、所有者・占有者の連絡先等を弊社が網羅的に把握することはできず、一般消費者による利用も多いため、メーカー等と交渉を行うことが大半です。その過程においては、弊社が所有者・占有者の個別の氏名・名称等を把握していないことも少なからずあり、その段階の無線局については、「協議を開始した無線局数」に算入していません。

また、協議開始済の無線局124,347局のうち、終了促進措置が実施合意済の無線局は124,347局（前四半期から50局増）、終了促進措置が実施完了済の無線局は121,778局（前四半期から1,432局増）で、全体の約94%となっています。

終了促進措置の実施が完了していない無線局は、7,966局で、そのうち約32%を占める2,562局は特定製品によるものであり、弊社の基地局からの干渉が発生しないことを確認しています。同製品については、そのメーカーにおいて、所有者の把握を2,562局についてできていることもあり、早期の移行完了を目指します。

また、同製品以外の未完了の無線局は、5,404局となり全体の約4%となっています。この未完了の無線局は、所有者・占有者の把握ができていない状況であり、干渉が発生した場合にすぐに取り換え対応ができる体制をメーカー、代理店と構築しています。

RFID（免許等不要局）については、今後も、協議対象として所有者・占有者から協議の申し出があり次第、終了促進措置の実施を進めていきます。

また、残存するRFID（免許等不要局）の所有者・占有者に対してRFID（免許等不要局）の使用期限、終了促進措置の期限について周知するために、新聞およびWEBでの広報を準備しております。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-5 RFID（免許等不要局）との協議」参照。

（平成29年12月末現在）

無線局数 129,744局	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	5,397局	124,347局	124,347局	121,778局

1-3 MCA端末局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
 （東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、総無線局285,213局（平成27年度第1四半期から増減なし）のうち、協議開始済の無線局は260,438局（平成27年度第1四半期から増減なし）、協議開始前の無線局は0局（平成29年度第1四半期増減なし）です（注）。また、協議開始済の無線局260,438局（平成27年度第1四半期から増減なし）は、全て終了促進措置の実施合意済または廃止済であり、そのうち終了促進措置の実施完了済の無線局は178,790局（平成27年度第1四半期から増減なし）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止済となった無線局は81,648局（平成27年度第1四半期から増減なし）です。

所在不明のため協議を行うことができなかった協議開始前の無線局1局も平成29年5月に免許が廃止されたことに伴い、終了促進措置の実施完了済と廃止済の無線局の合計は285,213局（全体の100%）となり、平成29年度第1四半期において終了促進措置を活用した移行が完了しました。

注 協議を開始していない無線局のうち、協議をせずに無線局免許が廃止等されたものは24,774局であり、下表欄外にその局数を記載しています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-6 MCA端末局との協議」参照。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

（平成29年12月末現在）

地方局	協議開始前		協議開始済		実施合意済				廃止済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	実施完了済		無線局数	免許人数
北海道			16,009局	1,042者	11,709局	768者	11,709局	768者	4,300局	274者
東北			14,104局	1,006者	7,603局	462者	7,603局	462者	6,501局	544者
関東			74,799局	2,406者	54,185局	1,575者	54,185局	1,575者	20,614局	831者
信越			8,632局	579者	4,264局	267者	4,264局	267者	4,368局	312者
北陸			6,015局	467者	3,943局	292者	3,943局	292者	2,072局	175者
東海			36,810局	1,768者	25,827局	1,194者	25,827局	1,194者	10,983局	574者

近畿			48,597局	2,044者	34,200局	1,325者	34,200局	1,325者	14,397局	719者
中国			9,709局	573者	5,487局	327者	5,487局	327者	4,222局	246者
四国			5,212局	391者	1,863局	168者	1,863局	168者	3,349局	223者
九州			36,297局	2,260者	28,154局	1,639者	28,154局	1,639者	8,143局	621者
沖縄			4,254局	353者	1,555局	130者	1,555局	130者	2,699局	223者
全国			260,438局	12,889者	178,790局	8,147者	178,790局	8,147者	81,648局	4,742者

※上表以外に、協議開始前に廃止等となった24,775局（1,406免許人）があります。

※上表では、無線局免許状1枚につき免許人数1者としており、免許人が複数の無線局免許状を保持している場合、免許人数は重複して表記しています。

1-4 MCA制御局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

② 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、協議開始済の無線局は361局（平成26年度第3四半期から増減なし）、協議開始前の無線局は0局（平成24年度第2四半期から増減なし）です。

また、協議開始済の無線局のうち、終了促進措置が実施合意済の無線局は129局（平成24年度第3四半期から増減なし）であり、そのうち終了促進措置が実施完了済の無線局は129局（平成27年度第2四半期から増減なし）です。協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止合意済となった無線局は232局（平成26年度第3四半期から増減なし）であり、そのうち廃止済の無線局は232局（平成27年度第2四半期から増減なし）です。

平成27年度第2四半期までに実施完了済と廃止済の無線局は、合計で361局（全体の100%）となり、全ての無線局の終了促進措置の実施が完了しています。

A社デジタル（平成29年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	実施完了済 無線局数	無線局数	無線局数
北海道		9局	9局	9局		
東北		18局	18局	18局		
関東		18局	18局	18局		
信越		10局	10局	10局		
北陸		4局	4局	4局		
東海		16局	16局	16局		
近畿		10局	10局	10局		
中国		11局	11局	11局		
四国		5局	5局	5局		
九州		24局	24局	24局		
沖縄		4局	4局	4局		
全国		129局	129局	129局		

※実施完了済は、無線局の免許廃止としているため撤去工事完了とは一致しない場合があります。

A社アナログ（平成29年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	実施完了済	無線局数	無線局数
				無線局数		
北海道		13局			13局	13局
東北		16局			16局	16局
関東		12局			12局	12局
信越		14局			14局	14局
北陸		4局			4局	4局
東海		16局			16局	16局
近畿		9局			9局	9局
中国		15局			15局	15局
四国		5局			5局	5局
九州		23局			23局	23局
沖縄		4局			4局	4局
全国		131局			131局	131局

B社アナログ（平成29年12月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
	無線局数	無線局数	無線局数	実施完了済	無線局数	無線局数
				無線局数		
北海道		6局			6局	6局
東北		17局			17局	17局
関東		8局			8局	8局
信越		7局			7局	7局
北陸		4局			4局	4局
東海		14局			14局	14局
近畿		12局			12局	12局
中国		6局			6局	6局
四国		8局			8局	8局
九州		17局			17局	17局
沖縄		2局			2局	2局
全国		101局			101局	101局

2 終了促進措置の実施に要した費用

① 開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（取得費用・工事費用・プログラム費用）について、本四半期末における終了促進措置の実施に要した費用は、次のとおりです。

内 訳	本四半期	累計
R F I D（免許局・登録局）	0 百万円	27,994 百万円
R F I D（免許等不要局）	166 百万円	15,209 百万円
M C A 端末局	0 百万円	34,669 百万円
M C A 制御局	0 百万円	16,493 百万円
合 計	166 百万円	94,364 百万円

※ M C A 端末局の費用には、本四半期までに免許人等に対して負担した費用のほか、認定開設者が予め購入した M C A 端末局の取得費用（約 19 万台）が含まれています。

※ 本四半期に対応する R F I D について検収をした台数は 1,432 台となります。

※ R F I D（免許局・登録局）と R F I D（免許等不要局）とを同時に工事した際の工事費用及びプログラム費用は、R F I D（免許局・登録局）に含まれています。

なお、上記以外の終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期は 7 百万円（累計 3,176 百万円）を支出しています。

3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

3-1 実施概要の周知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第5項第4号(1)）

③ 本四半期までの実施状況

R F I D（免許等不要局）メーカーと協力して、R F I D（免許等不要局）の所有者・占有者向けにダイレクトメールの送付及び架電の実施により、終了促進措置と対象機器に関する案内を継続して実施しています。

今後も引き続き上記取り組みを行うと共に、状況に応じて随時、効果的な周知の展開を実施していく予定です。

【参考】 本四半期以前の実施状況

実施時期	実施概要
平成24年3月29日	終了促進措置に関するホームページを開設し、問い合わせ窓口を周知
平成24年5月16日～22日	MCA代理店向け説明会を全国で11回開催
平成24年8月23日	MCA端末免許人、R F I D免許人・登録人及びR F I D（免許等不要局）の所有者・占有者に向けた通知文書をホームページに掲載
平成24年8月27日	MCA端末局免許人向けに、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成しMCA代理店に配備実施
平成24年9月12日～14日	R F I D免許人・登録人及びR F I D（免許等不要局）の所有者・占有者に向けて、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成。自動認識総合展にて終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者への説明、チラシの配布を実施
平成24年10月10日	・弊社新商品発表会において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対して、説明等を実施 ・弊社メディア向け発行レターに終了促進措置について掲載

平成24年11月8日	弊社終了促進措置の特設サイトに「終了促進措置に関する会計・税務上の一般的な処理方法について」を掲載
平成24年11月21日	弊社企業サイトTOPページに、終了促進措置の特設サイトへアクセスしやすくするため、専用のバナーを作成・設置
平成25年1月29日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「終了促進措置に関するお知らせ 税務上の機器の処理方法について」を掲載
平成25年1月31日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、「よくあるご質問と回答」を掲載
平成25年2月1日	平成25年2月1日発売号の日経コミュニケーションに弊社の900MHz帯移行への取り組みに関する記事(「公開質問 ソフトバンクモバイルに聞く 900MHz帯周波数の利用移行にはどのような作業が必要?」)が掲載
平成25年2月13日～14日	大阪で開催された自動認識総合展に出展し、来場者への説明、RFIDの終了促進措置に関するチラシの配布を実施
平成25年2月14日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「リース利用時のご案内」を掲載
平成25年3月29日	弊社の終了促進措置の特設サイトに、予備機の取り扱いにおける周知事項で「MCA機器・システム終了促進措置の内容変更」を掲載
平成25年4月15日	通情報ラベル社の新聞紙「流通&コンピュータ」にプラチナバンド移行への取り組みが掲載
平成25年9月25日～27日	東京で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者への説明、RFID(免許等不要局)の所有者・占有者向けリーフレットの配布を実施
平成25年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年10月より順次、全国2,700店舗のソフトバンクショップにRFID(免許等不要局)の所有者・占有者向けのリーフレットの設置を開始 ・家電量販店及び弊社のお客様に対して、終了促進措置に関する取り組みを掲載したソフトバンクモバイル総合カタログを印刷し、家電量販店3,200店舗、ソフトバンクショップ2,700店舗等に設置を開始
平成25年12月	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、RFID(免許等不要局)の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送
平成26年1月	RFID(免許等不要局)の所有者・占有者向けに特化した特設Webサイト(http://www.softbank.jp/900mhz/)を開設するとともに、Facebook・Twitter・Google+・mixiといったソーシャルメディアの弊社公式アカウントより、終了促進措置に関する告知を実施

平成26年 2月	ソフトバンクショップ店頭にRFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのPOP広告の設置を開始
平成26年 2月	RFID（免許等不要局）の所有者・占有者に向けた新聞広告を全国主要5紙（産経新聞・日経新聞・毎日新聞・読売新聞・朝日新聞）に掲載
平成26年 2月	新聞広告掲載にあわせて、新聞広告に記載した「900MHz」の単語を検索エンジンで入力した際に、検索結果の最上位に弊社の終了促進措置に関するWebサイトが掲載されるように、SEO（検索エンジン最適化）対策を実施
平成26年 3月	RFID（免許等不要局）の所有者・占有者に向けた新聞広告を北海道・東北6県・長野県の地方紙9紙（北海道新聞、東奥日報、秋田魁新報、山形新聞、河北新報、岩手日報、福島民友、福島民報、信濃毎日新聞）に掲載
平成26年 2月12～13日	大阪で開催された自動認識総合展に出展し、来場者への説明、RFIDの終了促進措置に関するチラシの配布を実施
平成26年 4月	エンジンスターターのメーカーより、製品の取引先販売店や自動車整備工場等に対して、会員誌とともにRFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのチラシを発送
平成26年 4月	HEMS（家庭用エネルギー管理システム）のメーカーより、顧客に対して、周波数移行への協力依頼のレター及びRFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのチラシを発送
平成26年 5月	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送
平成26年 6月	ソフトバンク統合ページ及びソフトバンクモバイル企業・IRページにRFID（免許等不要局）向けの特設WEBサイトへのバナーを設置
平成26年 7月 7日～13日	Yahoo! JAPANのトップページにRFID（免許等不要局）の所有者・占有者に向けたパネル広告を掲載
平成26年 7月 7日～13日	弊社会員専用ページ「MySoftBank」のトップページにバナー広告を掲載
平成26年 7月 8日	Facebook・Twitter・Google+・mixiといったソーシャルメディアのソフトバンクモバイル公式アカウントより、終了促進措置に関する告知を実施
平成26年 8月	ソフトバンクショップの103店舗に設置されているデジタルサイネージに終了促進措置に関する情報を配信開始
平成26年 8月	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けの

	チラシを請求書に同封し発送
平成26年10月18日	北海道、長野県の地方紙2紙（北海道新聞・信濃毎日新聞）にエンジンスターター製品の利用者に向けた新聞広告を掲載
平成26年10月27日～ 11月2日	自動車総合情報サイト「カービュー」のトップページにエンジンスターター製品の利用者に向けたパネル広告を掲載
平成26年10月24日～ 12月1日	北海道、長野県のエリア情報誌18誌にエンジンスターター製品の利用者に向けた広告を掲載
平成26年11月	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送
平成26年12月14日	Facebook・Twitter・Google+といったソーシャルメディアのソフトバンクモバイル公式アカウントより、終了促進措置に関する告知を実施
平成26年12月15～28日	弊社会員専用ページ「MySoftBank」のトップページにバナー広告および終了促進措置に関するお知らせを掲載
平成26年12月22～28日	Yahoo! JAPANのトップページにRFID（免許等不要局）の所有者・占有者に向けたパネル広告を掲載
平成27年1月	ソフトバンクモバイル携帯電話の請求書を郵送している全てのお客様に対して、RFID（免許等不要局）の所有者・占有者向けのチラシを請求書に同封し発送
平成27年2月19日～20日	大阪で開催された自動認識総合展のJAISAのブースにリーフレットを設置させていただき、来場者に対して、RFIDの終了促進措置に関するチラシの配布を実施

3-2 実施手順の通知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内（平成24年9月1日まで）に完了。

② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施手順をMCA制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第5項第4号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期においては、新たに免許人等となった方はいませんでしたので、通知文書の発送はしていません。

【参考】 本四半期以前の実施状況

MCA端末局免許人に対して、累計11,852件の通知文書を発送しました。

R F I D免許人・登録人に対して、累計933件の通知文書を発送しました。

3-3 周知・通知の事前協議

① 開設計画における記載概要

RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

② 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、RFIDの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにMCA制御局の免許人との間で協議を行うこと（開設指針第5項第4号(3)）

③ 本四半期までの実施状況

平成24年度第2四半期までに実施を完了しました。

3-4 RFID（免許局・登録局）との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

1. 終了促進措置に関する協議

本四半期末までに、全ての対象免許人等931者（8,659局）と協議を開始し、そのうち724者（8,090局）について合意を得ています。なお、移行をせずに廃局された207者（569局）を含めると931者:100%（8,659局:100%）となります。

合意後の移行実施状況については「1-1 RFID（免許局・登録局）」参照。

2. 特定基地局の開設に関する合意

電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）においては、終了促進措置の対象となる周波数を使用する特定基地局の免許の要件として、(a)終了促進措置が完了していることのほか、(b)終了促進措置が未了の場合において、終了促進措置（又は、終了促進措置によらない廃局もしくは周波数移行）及び特定基地局開設について、対象免許人等との間で合意が得られていることが挙げられています。

上記のとおり、やむを得ない事由により、本四半期までに終了促進措置が完了しない対象免許人等が存在することから、上記のような対象免許人等との間で、終了促進措置を早期に完了すること、免許人等に影響を与えないこと等を前提に上記(b)のうち特定基地局の開設についての合意に向けた協議を進めました。

なお、特定基地局開設の合意を得るにあたっては、対象となる無線局の設置場所において、特定基地局の電界強度の測定を実施し、必要に応じて、特定基地局の出力を抑えたり、発射角度を制限したりするなどの干渉防止対策を行い、特定基地局開設後に、免許人等がご利用のRFID機器に影響を与える事が判明した場合は、該当特定基地局からの電波発射を一旦停止し、対応を実施します。このように、特定基地局が混信その他の妨害を与えない環境を整えた上で、対象となる免許人等との間で、特定基地局開設についての合意が得られています。

3-5 RFID（免許等不要局）との協議

① 開設計画における記載概要

申し出のあった特定小電力無線局のお客様に対し、免許局・登録局と同様の協議を実施

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

1. 終了促進措置に関する協議

本四半期末までに、129,744局のうち124,347局と協議を開始し、終了促進措置実施の合意を得ています。また、本四半期で工場のライン利用のモジュール2局の利用が確認されました。合意後の移行実施状況については「1-2 RFID（免許等不要局）」参照。なお、システムの継続利用が、未定となっている所有者・占有者との協議が長期化していることにより、一部、契約締結に時間を要しているケースもありますが、弊社としては、関係者の状況を配慮する一方で、平成29年度内の移行完了を目指して、引き続き協議を重ねています。

RFID（免許等不要局）の所有者・占有者については、免許・登録が不要であるため、その連絡先等が網羅的に把握されておらず、「3-1 実施概要の周知」に記載のとおり、周知活動を行い、対象者からの連絡を受けている状況です。

弊社では、これに加え、対象者への連絡のために、メーカー・納入業者を通じて、納入先のエンドユーザーの特定を試みています。この場合、メーカー・納入業者等は、個人情報保護等の理由で弊社への所有者・占有者の連絡先情報の提供ができないケースが大半です。そのため、所有者・占有者と協議を直接行うことが困難であり、メーカー・納入業者を介して協議を進めています。

また、弊社の周知活動に応じてご連絡をいただくことや、技術基準適合認証・工事設計認証を取得されている企業様94社に対する弊社からのお問い合わせにより、移行協議が必要と確認できた48社と協議を進めています。

2. 特定基地局の開設に関する合意

RFID（免許等不要局）については、複雑な工事を伴わず、無線機の単純な交換のみで移行作業が完了するケースが大半ですが、案件によっては、移行作業の準備のために時間を要する場合があります。

協議開始から移行完了までに時間を要することが見込まれる案件については、

上記「3-4 RFID（免許局・登録局）との協議」③2と同様に、所有者・占有者との間で、終了促進措置を早期に完了すること、所有者・占有者に影響を与えないこと等を前提に、特定基地局の開設についての合意に向けた協議を進めました。

3-6 MCA 端末局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までに、12,889者（285,213局中260,438局）と協議を開始し、そのうち8,147者（178,790局）について合意を得ています。なお、この他の4,742者（81,648局）については、終了促進措置を実施せず廃止する旨の合意を得ています。

協議の開始に至らなかった免許人3者（1局）についても、平成29年5月に免許が廃止されたことにより、MCA端末局（総無線局285,213局）全ての対応が完了しました。

合意後の移行 実施状況については「1-3 MCA 端末局」参照。

3-7 MCA制御局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

MCA制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とMCA制御局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(5)）

③ 本四半期までの実施状況

制御局免許人2者のうち、A社については、平成27年度第2四半期までに全てのMCA制御局（デジタル129局、アナログ131局）に対して終了促進措置の実施が完了または廃止されています。B社については、平成26年度第1四半期までに、全てのMCA制御局101局が廃止されています。

3-8 窓口の設置

① 開設計画における記載概要

認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。

終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

② 開設指針における規定事項

認定日から1月以内（平成24年4月1日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年3月30日まで設置すること（開設指針第5項第5号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

特になし

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

平成24年3月30日に、以下のとおり、周波数移行に関する問い合わせ窓口（「ソフトバンクモバイル（現：ソフトバンク）周波数移行 お問い合わせ窓口」）を設置し、運用を開始しました。

- ・ 問い合わせ先電話番号：0800-919-0900（通話料無料）
- ・ 問い合わせフォーム：

<https://www.softbank.jp/corp/d/group/sbm/public/spectrum/900mhz/contact/>

平成24年7月25日からは、問い合わせ窓口の24時間365日でのサポートを開始し、運用を行っています。

窓口の周知については、平成24年3月29日に、弊社ホームページにて実施しました。URL：<http://www.softbank.jp/corp/group/sbm/public/spectrum/900mhz/>

900MHz周波数移行お問い合わせ窓口

周波数帯域の移行に関する当社へのお問い合わせは、以下よりお願いいたします。

注意事項

- 本窓口は、以下のシステムをご利用のお客さま向けのお問い合わせ窓口となります。本件以外の指令・サードスなどに関するお問い合わせは、ご回答できかねますのであらかじめご了承ください。
 - ・ 905MHz～915MHz帯でMCA機器をご利用の方
 - ・ 950MHz～958MHz帯でRFID機器をご利用の方
- お問い合わせ窓口にご申告いただいた個人情報（電話・フォームにご申告いただいた個人情報）を下記の利用目的の範囲内で利用いたします。（法令により例外として扱うことが認められている場合を除く）
 - ・ ご意見・ご要望・お問い合わせ・各種資料送付等への対応
 - ・ 商品・サービスの改善のための分析
 - ・ 応対サービス向上のための分析
- 当社は、お客さまの個人情報の流出・漏洩の防止、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとし、法令等に基づく正当な理由がある場合を除きお客さまの同意なく目的外での利用及び第三者への提供は行いません。
- お客さまとの通話は、内容を正確に把握して対応させていただくため、また、サービスの向上、オペレーターの教育、円滑な業務遂行を目的として原則記録、使用させていただきます。

電波干渉について

2012年7月25日より開始しました、900MHz～905MHz帯および945MHz～950MHz帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCAおよびRFIDへの電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下のお問い合わせ窓口へお願いいたします。

電話でのお問い合わせ

Tel	0800-919-0900（通話料無料） [注] ※ 一部、IP電話・直販電話からはつながりません。その場合は、携帯電話・PHSからお問い合わせください。
-----	---

企業情報トップ

ニュース

会社案内

公開情報

CSR

900MHzに関する情報

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、2012年7月25日（水）からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「プラチナバンド」と呼ばれる900MHz帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境を実現してまいります。

お知らせ2014年1月27日 [特定小電力無線局を利用した電子タグ機器をお使いのみなさまへ 掲載](#)2013年5月22日 [よくあるご質問と回答 更新](#)2013年4月10日 [電子タグシステム終了促進措置 移行計画策定について 掲載](#)**周波数移行に伴う終了促進措置について**

当社では、より快適な電波をお客さまに提供するため、総務省に認定された開設計画に基づき周波数の移行促進措置を実施しています。

よくあるご質問と回答

主に代理店・免許人さま向けの、よくあるご質問とその回答をご確認いただけます。

周波数移行お問い合わせ窓口

周波数帯域の移行および電波干渉に関する当社へのお問い合わせ方法をご確認いただけます。

いいね! 0

ツイート 0

また、弊社窓口開設後に、以下に示す総務省のチラシへ弊社窓口の問合せ先を記載していただき、周知を行いました。さらに、総務省ホームページから弊社ホームページへのリンクを貼りました。

- ・ M C A 端末局免許人向けチラシ

http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf

- ・ R F I D 免許人・登録人及び特定小電力無線局所有者・占有者向けチラシ

http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full11_ver.pdf

4 対策・体制の整備に関する実施状況

4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

② 本四半期までの実施状況

平成24年度第4四半期までに実施を完了しました。

【参考】平成24年度第4四半期までの実施状況

<MCA・RFID共通>

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを平成24年3月30日に策定しました。

また、ソフトバンクモバイル（現：ソフトバンク）周波数移行 お問合せ窓口における業務フロー及びお客様対応FAQを作成し、受付窓口業務における対応品質の平準化に努めるとともに、お客様対応FAQにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しています。

<RFID>

当初、MCAと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

<MCA>

平成24年5月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにMCA代理店様向けの説明会を実施しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店との意見交換を行いました。

平成24年度第2四半期においては、免許人との移行に関する合意を行うために、全

国のMCA代理店を訪問し、弊社の終了促進措置への協力をお願いするとともに、代理店の意向を確認しました。

平成 24 年度第 4 四半期においては、MCA 端末局の終了促進措置において、現行周波数から新周波数への移行時に、一部のシステムにおいて新旧周波数による並行運用の必要性があることを確認し、アンテナ分配器を用いた連続運用を可能とする移行方法を導入することとしました。

開設計画において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えていましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めています。

4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

② 本四半期までの実施状況

本四半期より、終了促進措置の今後の作業状況を勘案し体制を変更しました。当該本部の人員については平成29年12月末時点で総勢33名体制となります。

5 その他特記事項

特になし